

燕市杣木地内におけるクロロエチレン等による地下水汚染について(第2報)

燕市杣木(そまぎ)地内の事業場で、事業者が実施した地下水調査の結果、クロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが地下水環境基準値を超えて検出されたこと(7月2日公表)を受け、県では超過した井戸の周辺の2地点で地下水調査を実施しました。

その結果、すべての地点でクロロエチレン及びその関連物質は環境基準値未満でした。

調査結果

- (1) 調査地点：燕市杣木2地点
- (2) 試料採取日：令和7年7月16日
- (3) 調査結果：

○地下水

単位：mg/L

有害物質の種類	調査結果	環境基準値	検出下限値
クロロエチレン	0.0002(1地点) 検出されず(1地点)	0.002	0.0002
1,1-ジクロロエチレン	検出されず(2地点)	0.1	0.01
1,2-ジクロロエチレン	検出されず(2地点)	0.004	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	検出されず(2地点)	1	0.0005
トリクロロエチレン	検出されず(2地点)	0.01	0.001
テトラクロロエチレン	検出されず(2地点)	0.01	0.0005

(参考)

1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが土壌・地下水中で微生物等により分解され、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンが生成される。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課〔担当〕遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716